様式第10（第４条の５関係）

資格講習修了者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり資格講習修了者名簿を提出します。

1　指定資格講習機関の名称
2　指定を受けた日及び番号

整理番号	修了者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	資格講習修了年月日	有効期限	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第10の２（第８条の３関係）

認定講習修了者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第８条の３の規定により読み替えて準用する同規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり認定講習修了者名簿を提出します。

1　指定認定講習機関の名称
2　指定を受けた日及び番号

整理番号	修了者名	生年月日	住所	修了証交付年月日	認定講習修了年月日	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第10の３（第10条の２関係）

再講習受講者名簿

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　　㊞

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の２の規定により読み替えて準用する同規則第４条の５第１項の規定により、次のとおり再講習受講者名簿を提出します。

1　指定再講習機関の名称
2　指定を受けた日及び番号

整理番号	受講者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	再講習受講年月日	有効期限	受講場所	備考

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令の廃止）

第２条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令（平成十三年経済産業省令第百四十八号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　この省令の施行の際現に廃止前の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令による指定を受けている者については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第４条　この省令の規定による改正後の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定により、法第四条第一項第一号及び第二項並びに新施行規則第六条第一号に規定する経済産業大臣が指定する者が行う講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。

（検討）

第５条　経済産業大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に、新施行規則第三条の三から第五条まで、第八条の四及び第十条の三の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。

○経済産業省令第四十二号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の三の規定に基づき、電気工事士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

電気工事士法施行規則等の一部を改正する省令

（電気工事士法施行規則の一部改正）

第１条　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六号中「第九条の十に規定する経済産業大臣が指定する者」を「経済産業大臣」に改める。

第九条の九及び第九条の十を次のように改める。

（指定の申請）

第九条の九　法第四条の三の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。